行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間　令和 7年 4月 1日～ 令和 12年 3月 31日までの５年間

2. 内 容

目　標：年次有給休暇の流失分を傷病積立休暇とし、私傷病等に利用できるように制度を制定し、社員が安心して働ける職場に向け環境整備を図る。

＜対策＞

● 令和 7年 4月～　年次有給休暇制度を見直し、流失となる年次有給休暇の内、5日を限度に傷病積立休暇として積立て、令和9年4月より取得できるように社内制度を整備し、従業員へ周知する。

● 令和 9年 4月～　傷病積立休暇の取得状況により制度改善を検討する。